

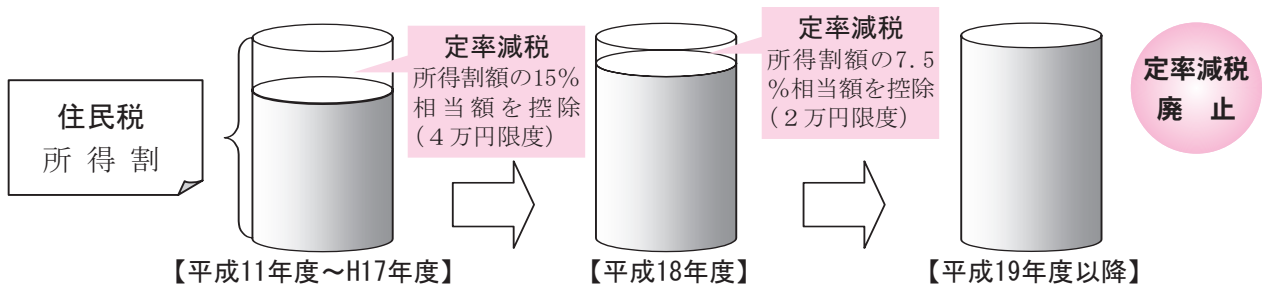
### 【住宅ローン減税について】

平成18年までの入居者について、今回の税源移譲によって、平成19年以降の所得税における住宅ローン控除による減税分が減ってしまう場合には、申請していただくことで、その分を翌年度の住民税で減税することとしています。（平成20年度個人住民税分から適用）

## ● 定率減税の廃止 ●

### ▶▶▶ 定率減税とは何ですか? ◀◀◀

平成11年度に景気のでこ入れ等を狙って導入された特例的な減税措置で、平成18年度は減税の割合が2分の1に引下げられ、平成19年度からは廃止となります。



※所得税においても「定率減税の廃止」が行われます。「平成18年分：所得税額の10%（12.5万円限度）→平成19年分：廃止」

### ▶▶▶ どうして廃止するのですか? ◀◀◀

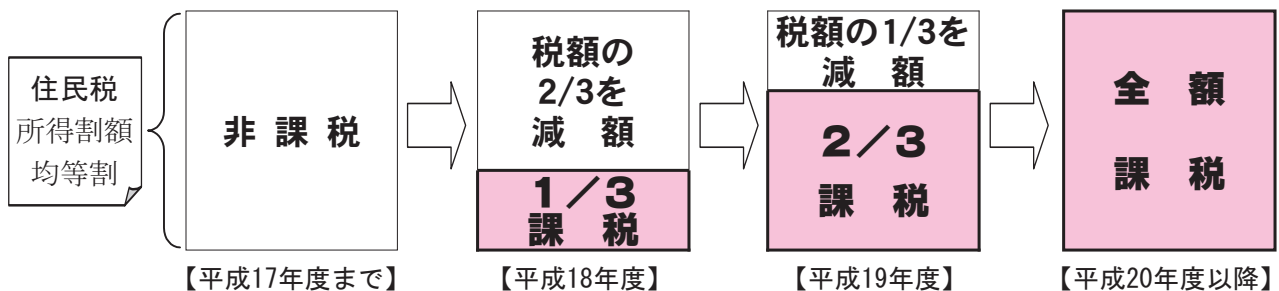
導入当初に比べて、民間消費や企業の設備投資などの民需を中心に経済状況が改善されてきたため廃止するものです。

## ● 65歳以上の方に適用される非課税措置の廃止 ●

### ▶▶▶ どのような措置ですか? ◀◀◀

平成17年度までは、65歳以上で前年の合計所得が125万円以下の方は非課税でしたが、その措置が廃止となりました。

経過措置として、平成18年度課税分については3分の2を減額し、平成19年度課税分については3分の1を減額し、平成20年度課税分からは通常課税となります。



《経過措置に該当する方》

- 平成17年1月1日現在で65歳以上の方（昭和15年1月2日以前生まれ）
- 合計所得金額が125万円以下の方

### ▶▶▶ どうして廃止するのですか? ◀◀◀

制度が設けられた当時に比べて社会保障制度が整備されており、少子高齢化が進行する中、世代間及び高齢者間の公平を図り、高齢者に対しても年齢だけで一律に優遇せずに担税力に応じた負担を求めようとするものです。